財団法人中華民国証券グレタイ売買センター

外国有価証券グレタイ売買審査準則

第一章　　総　則

第1条　本準則は証券会社営業所有価証券売買管理細則第8条の規定に従い制定されたものである。

第2条　本準則に使用する用語の定義：

一、主務機関：中華民国行政院金融監督管理委員会を指す。

二、外国有価証券：外国政府が発行する公債、外国発行者が中華民国で発行する外国株式、台湾預託証券、外国証券及びその他主務機関による承認を受けた外国有価証券を指す。

三、有価証券グレタイ売買：有価証券が証券会社の営業所で売買されることを指す。

四、グレタイ売買市場における株式の第一（プライマリー）上場申請：国外の証券市場において上場されていない外国発行者の記名株式を中華民国のグレタイ売買市場において初回上場申請することを指す。

五、グレタイ売買市場における株式の第二（セカンダリー）上場申請：国外証券市場で既に上場した外国発行者の記名株式を中華民国のグレタイ売買市場において上場申請することを指す。

六、台湾預託証券：預託機構が中華民国国内で発行した、保管機構に預託されている外国発行者の有価証券を表した証憑を指す。

七、預託機構：中華民国国内において主務機関からの許可を得て台湾預託証券業務を取り扱う金融機構を指す。

八、保管機構：預託機構と保管契約又はその他の書類を締結し、台湾預託証券により表彰された有価証券を保管する金融機構、又は、外国発行者が発行した株式を保管する機構を指す。

九、新台幣通貨によって取引する外国債券：外国発行者が発行した、新台幣通貨により取引する外国普通債券、外国転換社債及び外国新株引受権付社債を指す。

十、内部者：外国発行者取締役、監査役、支配人、持分が株式総額の10％を超えた株主及びその配偶者、未成年子女を指す。

十一、財務報告：連結財務諸表を指す。発行者が子会社を持っていない場合は、個別財務諸表とする。

第3条　外国発行者、又は外国発行者に委託された代理機構又は預託機構が発行済有価証券のグレタイ売買を申請する場合には、所要の事項を記載した外国発行者によるグレタイ売買市場への株式第一上場申請書、外国発行者によるグレタイ売買市場への株式第二上場申請書、台湾預託証券グレタイ売買申請書又は外国債券グレタイ売買申請書（別表一～別表四）、並びにその他必要提出書類を添付し、申請書を本センターへ提出する。

②外国有価証券に関するグレタイ売買の審査作業手順は本センターが制定する。

③第①項においてグレタイ売買を申請する有価証券の発行は現実の引渡しを伴わない無実体発行とする。但し、当該証券の登記所在地の法令による別途の規定がある場合これに限らない。

第二章　グレタイ売買市場における株式の第一上場の申請

第一節　通則

第4条　外国発行者がグレタイ売買市場における普通株式の第一上場を申請する場合、以下の条件に該当する必要がある。

一、外国法律に基づき設立・登記された株式会社であり、「台湾地域と中国大陸地域の人民関係条例」関連規定に違反していないこと。ただし、大陸地区の人民・法人・団体又はその他機構が直接又は間接にその株式を保有したり、出資総額が百分の三十超過したり、もしくは統制力を有する場合は、主務機関から特別案件として許可を受け、また、「外国発行者による有価証券募集及び発行の処理準則」の規定に従い株式公開発行を追加で申請する。

二、発行した記名株式が海外の証券市場で上場されていない。

三、直近期の会計士による監査済親会社持分総額はNTD1億以上。

四、外国法律により会社の設立登記をした後、2年の会計年度を経ている。

五、外国発行者は以下の規定に従い連結財務報告を作成する必要がある。

（一）新台幣（NTD）を報告書に使用する単位とする。

（二）中国語版報告書に準ずる。英語訳文も提示する。

（三）主務機関が認める国際財務報告基準、米国財務会計原則又は国際財務報告基準に基づき作成する。

（四）二期対照法を採用する。財務報告に貸借対照表、包括損益計算書、キャッシュフロー計算書、持分変動計算書及び注記を組み入れる必要がある。財務報告の注記には採用する会計基準を明記する必要がある。主務機関が認める国際財務報告基準を採用する場合、中華民国「証券発行者財務報告作成準則」の規定に従い取扱う必要がある。但し、第24条の適用は不要となる。主務機関が認める国際財務報告基準を採用していないものは、二期の貸借対照表及び包括損益計算書において主務機関が認める国際財務報告基準との差異、例えば、重大な差異科目及び影響額を開示する必要がある。

（五）公開会社財務報告の監査を行うことを主務機関により承認された中華民国の2名の会計士から提出された監査（又はレビュー）報告書、又は上記会計士の所属事務所と提携している国際的なネットワークを有する会計士事務所により監査（又はレビュー）が行われ、中華民国会計士によりその他の会計士による監査（又はレビュー）作業を表示しない監査（又はレビュー）報告書。

（六）代表取締役、支配人及び会計責任者による署名又は捺印を受けており、財務報告に虚偽又は不実な内容がないことを声明する声明書を提出する。

（七）会計士は監査（又はレビュー）報告書に、外国発行者の採用する会計基準及び当該会計基準と主務機関が認める国際財務報告基準の差異、注記を明記し、並びに中華民国会計士の財務諸表監査規則及び一般に公正妥当と認められる監査準則に基づき監査を行う（又は中華民国監査準則公報第36号「財務諸表のレビュー」に基づき計画の立案及びレビュー作業を行う。）旨を明確に記入する必要がある。

（八）株式の額面が設定されていない場合、又は額面がNT$10ではない場合、「証券発行者財務報告作成準則」第6条による「『払込資本額の5%』を『親会社株主持分の2.5%』へ変更する。……」との規定及び第17条による「『払込資本額の20%』を『親会社株主持分の10%』へ変更する。……」との規定を適用する。

六、主務機関が認める国際財務報告準則に基づき作成された財務諸表について、直近の会計年度における非支配株主持分の純利益（損失）を含まない税引前純利益はNTD400万を下回ってはならない。また親会社株主に帰属する持分に占める比率について以下の条件を満たす必要がある。

（一）直近年度において4％以上に達し、直近の会計年度の決算時に未処理損失が発生していない。

（二）直近の2会計年度において共に3％以上に達している。

（三）直近の2会計年度において平均3％以上に達している。また直近の会計年度における収益能力が前会計年度の収益能力より高くなっている。

七、会社内部者及び当該内部者の所有している持分が50％を超える法人を除く記名株主の人数が300人以上、かつ所有している持分総額が発行済株式総額の20％以上を占める、又は10,000,000株を超えている。

八、取締役、監査役及び会社の発行済株数の10％以上を所有する株主は、所有株式について本準則第5条に従いロックアップ及び満期時の受入等を行う。

九、2社以上の証券会社により書面にて推薦されている。その際、そのうちの1社を主幹事証券会社、その他を協力証券会社として指定する必要がある。推薦証券会社は外国発行者とグレタイ売買市場への株式上場指導契約を締結する必要がある。外国発行者は、グレタイ売買市場上場登録年度及びそれ以降の2会計年度内に、主幹事証券会社を継続して委任し、中華民国証券法令、本センターの規制及び公告事項、外国発行者グレタイ売買市場における株式の第一上場契約（添付五）の適用に関する指導を受ける。

十、中華民国国内における専門株式事務代理機構に株式事務の取扱を委託する。

十一、中華民国国内において少なくとも住所又は居住地を有する1名の訴訟・非訴訟代理人を設ける必要がある。その主要な役割は、本センターと外国発行者との間における書類の往復及び連絡、並びに中華民国証券法令、本センターの規制及び公告事項、外国発行者によるグレタイ売買市場における株式の第一上場契約（添付五）の適用に関する指導である。

十二、グレタイ売買市場上場に係る指導を申告した後満6ヶ月、又は興櫃株式相場での取引が満6ヶ月以上。但し、主幹事証券会社又は興櫃主幹事証券会社に異動がある場合、発行者は新たな主幹事証券会社又は興櫃主幹事証券会社からの指導を受け、指導を申告するか、又は興櫃株式相場での取引が6ヶ月以上を満たした後にグレタイ売買市場上場の申請を提出することができる。

十三、以下事項の遵守を承諾する必要がある。

（一）中華民国証券取引法及び関連法令政策の規定に従う。

（二）本センターが必要に応じて実施する実地監査、あるいは本センターの要請に応じて委託している会計士又は専門機構が本センターの指定する調査範囲について調査を行い、調査結果を本センターへ提出すること、また関連費用を負担することに合意する。

（三）グレタイ売買市場上場株式は株取引口座への振替により交付されている。

（四）株主権益に関する重要な事項について、登記所在地の法令による強行法規に抵触する場合、重大差異事項を強調して公開説明書に開示する必要がある。登記所在地の法令による強行法規に抵触していない場合、会社定款又は組織書類に追加で規定する必要がある。組織書類に追記する場合、会社定款ではこれらの追記事項が当該組織書類に基づき取り扱われる旨を明記する必要がある。また、当該組織書類の改正及び修正の手順は会社定款と同様である。

（五）グレタイ売買市場上場登録年度及びその以降の2会計年度内に主幹事証券会社に継続して委任し、中華民国証券法令、本センターの規制及び公告事項、外国発行者によるグレタイ売買市場における株式の第一上場契約（添付五）の適用に関する指導を受ける。

(六) 登記所在地国の法令に株主権利の保護に関する重要な事項について裁判所が管轄するという強行法規があり、中華民国裁判所の管轄権が除外されている。かつ会社定款で中華民国裁判所の管轄権について規定されていない場合、取締役責任保険に加入するほか、興櫃登録期間内には保険契約を継続する必要がある。

十四、中華民国法律に基づき外国発行者によるグレタイ売買市場における株式の第一上場契約を締結する必要がある。本契約により生じた紛争について、台湾台北裁判所を訴訟管轄裁判所とする。

十五、証券取引法第14条の6及びその関連規定に従い給与報酬委員会を設置する必要がある。

十六、中華民国証券取引法の規定が外国発行者登記所在地国の法令による強行法規に抵触する場合、主務機関が公告した証券取引法の適用免除対象となる特定項目のみ、証券取引法の適用対象から除外することができる。

②第①項第十号株式事務の取扱を代行する株式事務代理機構について、台湾ロックアップ結算所股份有限公司（以下、集保結算所）による以下の証明書類を提出する必要がある。

一、株式事務の取扱に関する人員及び設備は「公開発行株式公司服務処理準則」の規定に適合している。

二、直近3年度において、集保結算所の調査を受けた後に、書面にて提示された改善提案に関して改善期限内に改善していない事項はない。

③グレタイ売買市場における株式の第一上場の申請を行う外国発行者が以下各号のいずれかに該当する場合、当号の規定に従い申請を行う。また第①項第十二号の規定を適用しない。但し、独立した取締役の就任及び取締役会の組替の実施予定計画申請の許可関連書類を添付している場合、株式のグレタイ売買市場第一上場を申請した後、実際に上場する前に、第9条第①項第五号の規定に該当しなければならない。

一、外国発行者が、株式を外国の主要な証券市場で取引している場合、取引を中止せずグレタイ売買市場において第一上場を申請することができる。申請する際に、グレタイ売買市場上場に係る指導の申告は不要である、又は興櫃株式相場での取引が6ヶ月以上との規定に従う必要はない。但し、外国の主要な証券市場での取引が6ヶ月以上中止されている場合には、本号の規定を適用することができない。

二、外国発行者の株式について外国の主要な証券市場での上場が許可され、許可有効期間内にグレタイ売買市場において第一上場を申請する場合、特別案件としてグレタイ売買市場上場指導の申告期間又は興櫃株式相場での取引期間の短縮を申請することができる。但し、当該期間は2ヶ月を下回ってはならない。また、当該期間において主幹事証券会社又は興櫃主幹事証券会社の異動は認められない。

④外国発行者が、経済部工業局又は本センターの委託している専門機関から、科学技術事業に属すること、並びにその製品又は開発技術の市場性が高いというコメント（以下、科学技術事業）を取得している場合には、第①項第四号、第六号の規定に制限されない。但し、当外国発行者は、グレタイ売買市場上場登録年度及びその以降の3会計年度内に主幹事証券会社を継続して委任し、中華民国証券法令、本センターの規制及び公告事項、外国発行者によるグレタイ売買市場第一上場契約の適用に関する指導を受ける必要がある。また、その取締役、監査役、持分5%以上の株主、並びに特許権又は専門技術の出資により職位を有し会社のグレタイ売買市場上場申請時の発行済総株数の0.5%又は100,000株以上を所有している株主は、第①項第八号の規定に従い、ロックアップ及び満期時の受入などを行う必要がある。

⑤普通株式のグレタイ売買市場第一上場を申請した外国発行者は、その直近2会計年度の建設売上が売上高に占める比率が40%以上、建設売上総利益が売上総利益に占める比率が40%以上、もしくは売上高又は売上総利益に対する割合について、その他営業項目より建設売上又は売上総利益が比較的高い場合、本センターの「建設会社のグレタイ売買市場上場申請の補足規定」が適用される。但し、当該補足規定第2条第1項第2号における「払込資本金」は、「親会社株主に帰属する持分」に読み替える。また、第2条第1項第6号における収益力に係る規定について、本条第1項第6号に定められた条件へと変更する。外国発行者が建設会社の関係会社ではなく、内部統制が完全に構築され、発注に係る入札手続及び支払規程が業界の慣行に適合する場合には、当該補足規定第3条第1項第1号から第3号までの規定を適用することは不要とされる。

第5条　外国発行者の取締役、監査役及び持分10%以上の株主、又は科学技術事業の取締役、監査役、持分5%以上の株主、或いは特許権又は専門技術の出資により職位を有し会社のグレタイ売買市場上場申請時の発行済総株数の0.5%又は100,000株以上を所有している株主は、申請書に記載されている持株から推薦証券会社への販売委託株数を控除した後の株式を全数ロックアップに提出する必要がある。また、ロックアップに提出する株数のグレタイ売買市場上場申請時の会社発行済普通株総額に占める比率は、第②項に規定されている比率を下回ってはならない。規定比率に達していない場合には、その他の株主と協議した上で補足する。但し、興櫃株式の登録期間において科学技術事業の推薦証券会社が営業証券の引受又は売買により持株が発行済株式総額の5%以上を超過した場合には、これに限らない。

②前項に規定されているグレタイ売買市場上場申請時の株式総額によって、ロックアップに提出する株式の比率を算出する。

一、グレタイ売買市場上場申請時の株式総額が3,000万株以下である場合には、株式総額の25%をロックアップのために提出する。

二、グレタイ売買市場上場申請時の株式総額が3,000万株超1億株以下である場合には、前号の規定に従い提出する株数のほか、3,000万株を超過した分について超過分の20%を提出する。

三、グレタイ売買市場上場申請時の株式総額が1億株超2億株以下である場合には、前号の規定に従い提出する株数のほか、1億株を超過した分について超過分の10%を提出する。

四、グレタイ売買市場上場申請時の株式総額が2億株超である場合には、前号の規定に従い提出する株数のほか、2億株を超過した分について超過分の5%を提出する。

③株式をロックアップする必要のある者は、グレタイ売買市場上場申請日からグレタイ売買市場上場登録日までの期間において、発行会社の増資により取得した新株、及びその他の原因により取得した株式を全数ロックアップに提出する必要があり、抵当又は移転等の処分を行ってはならない。グレタイ売買市場上場登録日までに実際に株式を取得していない場合には、株式の取得後にロックアップに提出することを承諾する必要がある。上述の「その他の原因」とは、相続、受取贈与、興櫃株式相場での購入等を指す。

④推薦証券会社へ売却代行を依頼している株式は事前に控除されているため、ロックアップに提出する必要はない。但し、オーバーアロットメント制度において、未売却の株式については、推薦証券会社から返還された後、グレタイ売買市場上場登録までにロックアップに提出する必要がある。また、推薦証券会社がグレタイ売買市場上場登録後の5営業日において価格安定措置を講じるため、相場から買い戻す株式があった場合、ロックアップへの提出は不要である。

⑤ロックアップの必要のある株式は、外国発行者の責任者により協議を行いロックアップを依頼する。

⑥指定ロックアップ機構は集保結算所となる。

⑦規定に従いロックアップに提出する株式について、グレタイ売買市場における売買日から6ヶ月後、その二分の一を取り戻すことができる。

⑧規定に従いロックアップに提出する株式について、グレタイ売買市場における売買日から1年後、その残りの株数を全数取り戻すことができる。

⑨株式ロックアップの効力は、保有者の身分の変更による影響を受けない。

⑩保管契約は、上記の取締役、監査役及び株主が外国発行者に依頼し、外国発行者によりロックアップ機構と締結したものである。外国発行者は当保管契約のコピー1部を本センターへ送付する必要がある。保管契約に記載すべき内容は以下の通りである。

一、保管する株式の種類及び数量

二、保管する株式の取戻状況及び取戻条件、並びに保管期間内の解約不可を明記すること。

三、保管証憑の譲渡不可又は抵当不可を明記すること。また証憑にも当旨を明記すること。

⑪規定に従い株式をロックアップにした後、ロックアップ期間満期日までにロックアップに提出される株式が裁判所の命令又はその他の原因により取り戻され、株数が保管期間における規定株数より少なくなっている場合、外国発行者の責任者は1ヶ月内に規定株数まで株式を補足する必要がある。

⑫グレタイ売買市場上場会社が規定によりロックアップ株数の不足分を補足していない場合、本センターは事情によってNTD5万の契約違反金を科し、当グレタイ売買市場上場会社へ通知する必要がある。また、通知書の到着日から2日内に補足されていない場合には、毎日にNTD1万の契約違反金を補足するまで科す。

第6条　外国発行者は、株式のグレタイ売買市場における売買を初回で申請する場合、グレタイ売買市場上場予定株数の一定比率を現金増資による新株として提出する必要があり、定款の規定による従業員に留保する引受株数を控除した後に、残りの株式について第4条第①項第九号における推薦証券会社にグレタイ売買市場上場前の公開販売を全数依頼しなければならない。

②外国発行者は発行済株式を推薦証券会社による売価安定のためのオーバーアロットメント株とすることができる。これはグレタイ売買市場上場前の公開販売申請の一つとなる。

③第①項の従業員に留保する引受株数は発行新株数の15%を超過してはならない。

第7条　外国発行者は、株式のグレタイ売買市場における売買を初回で申請する場合、グレタイ売買市場上場予定株式総額の10%以上を推薦証券会社へ売却依頼のために提出する必要がある。但し、当比率によって算出された売却依頼株数について、100万株に達していない場合には、最低100万株とする。100万株超1000万株未満である場合には、当比率によって算出した株数とする。1000万株以上である場合には、1000万株以上とする。

②売却依頼に提出する株式は発行済普通株に限る。

③外国発行者の興櫃株式グレタイ売買が2年未満である場合、本規定により提出する売却依頼株数は法により興櫃株式推薦証券会社の引受に供する株数を控除することができる。但し、控除株数は、本規定に基づく売却依頼株数の30%を超過してはならない。

第8条　第4条第①項第九号に称する株式のグレタイ売買市場における売買を推薦する証券会社は、中華民国証券商業同業公会に登記したメンバーでなければならない。また、中華民国国内で証券販売代理業者及びグレタイ売買自営業の資格を取得し、証券会社管理規則第23条に規定されている条件に該当する必要がある。

②外国発行者及び推薦証券会社が以下各号の事情のいずれかに該当する場合、本センターは当推薦証券会社から提示された評価報告書を否認し、その有価証券のグレタイ売買市場上場を拒否する。

一、証券会社管理規則第26条に列挙されている事情に該当する。

二、同一のグループ企業に属する。

第9条　外国発行者が本準則の所定条件に該当しているが、以下各号の事項のいずれかに該当する場合、さらに本センターがその株式のグレタイ売買市場での売買は不適合であると判定した場合、本センターはその株式のグレタイ売買市場における売買を拒否することができる。

一、証券取引法第156条第①項第一号～第三号に列挙されている事情に該当する。

二、財務又は業務が独立していない。

三、重大な関係会社間取引があり、申請時に未だ改善していない。

四、会社又は申請時の取締役、監査役、総経理又は実質責任者が直近３年内に誠実信用原則に違反する行為がある。

五、申請会社の取締役会又は監査役が職務を独立して果たすことができない。

六、その経営事業の衰退が重大である。

七、その他事業範囲、性質又は特殊状況により本センターがグレタイ売買市場上場は不適合であると判定した場合。

②前項各号の適用終了日は、当外国発行者に対するグレタイ売買市場第一上場契約の主務機関による許可通知書日付の前日となる。

第１０条　第９条第①項第一号に係る具体的な認定基準：

一、当有価証券を発行する会社は、訴訟事件又は非訴訟事件により会社の解散又は組織、資本、業務計画、財務状況の変動、生産停止等に至り、市場秩序に影響を与える又は公共利益に損害を与える可能性がある。

二、当有価証券を発行する会社は、重大な災害、重要な契約又は特殊事故の発生により業務計画の重要内容を変更した、又は手形不渡りとなったため、会社の財務状況に重大な変動があり、市場秩序に影響を与える又は公共利益に損害を与える可能性がある。

三、当有価証券を発行する会社は、虚偽又は違法の行為により証券価格に影響を与えるため、市場秩序に影響を与える又は公共利益に損害を与える可能性がある。

第１１条　第９条第①項第二号に係る具体的な認定基準：

一、資金源が非金融機構に過大集中している。

二、申請会社が、他者と会社の運営に重大な制限のある契約又は不合理な契約を締結しているため、不利な影響が生じる可能性がある。

三、他者とローンの限度額を共用しており、明確に区分できない。但し、外国発行者の連結財務諸表に組み入れた企業個体間の共用ローン限度額はこの限りでない。

第１２条　第９条第①項第三号に係る具体的な認定基準：

一、仕入・販売取引の目的、価格、条件又は処理手続について一般取引と異なっている、又は不合理である。

二、各関係会社間取引の必要性、決裁手順の合法性、並びに価格及び代金支払・受取の合理性（非関係会社又は同業との比較を含む）を適切に証明することができない。

三、「未だ改善していない」について、改善の認定は以下の事情のいずれかに該当すること。

（一）関係会社間取引により申請会社以外の会社が利益を得たが、当該会社は得た利益を返還した。

（二）当該関係会社間取引について、調査機関又は司法機関により犯罪行為のないことが確定された。

（三）当該関係会社間取引が通常の取引に回復した。

第１３条　第９条第①項第四号に係る具体的な認定基準：

一、「直近３年内」とは、当該株式のグレタイ売買市場上場申請が本センターにより受理された日から起算して前３年内を指す。

二、「誠実信用原則に違反する行為」とは、申請会社又はその取締役、監査役、総経理又は実質責任者が以下の事情のいずれかに該当する行為を指す。

（一）金融機構からの借入金の返済が遅延している。

（二）外国発行者登記所在地の関連法令に違反し、有罪判決が下されたことがある。

（三）グレタイ売買市場上場申請時に提出した声明書の声明事項に違反する。

（四）その他重大な虚偽又は信用喪失等事情があり、会社の利益又は株主権益又は民衆利益に損害を与える。

（五）上記（一）～（三）の事情について、重大ではない場合、又は合理的な理由がある場合には、この限りでない。

第１４条　第９条第①項第五号に係る具体的な認定基準：

一、申請会社の取締役会には少なくとも５席を設ける必要がある。そのうち、独立取締役の席は２席を下回らず、少なくとも１名の独立取締役が中華民国国籍を有する必要がある。登記所在地国の法令に株主権利の保護に関する重要な事項について裁判所が管轄するという強行法規があり、中華民国裁判所の管轄権が除外されている。かつ会社定款で中華民国裁判所の管轄権について規定されていない場合、中華民国に戸籍を設ける取締役は少なくとも2名以上でなければならない。

二、申請会社は監査委員会又は監査役のいずれかを設置する必要がある。監査委員会は全員独立取締役により構成され、人数は３人を下回ってはならない。そのうちの１人は招集者となる。監査役の人数は３人を下回ってはならない。

三、申請会社の取締役間では半数以上の席、監査役間では少なくとも1席以上が以下の関係を持っていないこと。

（一）配偶者

（二）二等親以内の親族

（四）同一法人の代表人

②申請会社の取締役と監査役の間に同一法人の代表人が兼任してはならない。なお、最低１席以上で以下のいずれかの関係を持っていないこと。

（一）配偶者

（二）二等親以内の親族

③同一法人の代表人は、政府、法人株主、もしくは支配又は支配力・従属関係がある者（財団法人及び社団法人等を含む）が指定した代表者を含む。

四、独立取締役の就任条件：

（一）「公開会社独立取締役の設置及び事項遵守細則」に規定されている独立性条件に該当する必要がある。

（二）１名以上の会計又は財務関連専門家を設置する必要がある。

（三）推薦証券会社の会社との指導契約締結日から、毎年に法律、財務又は会計に関する専門知識について３時間以上研修を行い、非推薦証券会社の外部専門研修体系によるレッスン、授業、講座等の参加証明書類を取得する必要がある。

第１4条の1　第9条第①項第六号の「経営事業の衰退が重大である」に係る具体的な認定基準について、申請会社が次の何れかに該当した場合、本センターはその経営事業が重大に衰退したと認めることができる。

一、直近1会計年度又はグレタイ売買市場上場を申請する会計年度の売上高、営業利益を同業者と比較した場合、衰退が重大である。

二、直近1会計年度又はグレタイ売買市場上場を申請する会計年度の税引純利益を同業者と比較した場合、衰退が重大である。

三、直近3会計年度の売上高及び営業利益に連続してマイナス成長の状況がある。

四、直近3会計年度税引純利益に連続してマイナス成長の状況がある。

五、製品又は技術が旧モデルとなり、また、改善計画がない。

②申請会社の直近会計年度の財務報告における非支配株主持分の純利益（損失）を含まない税引前純利益が親会社株主に帰属する持分に占める比率が6%以上である場合は、前項の規定が適用されない。

③第①項第一号及び第二号に称する「同業と比較した場合」について、推薦証券会社は比較対象同業者の適正性を評価する必要がある。

④第①項第三号及び第四号の規定は、具体的な改善計画が立てられ、効果が生じたものに対しては適用されない。

第15条　外国発行者は本センターとグレタイ売買市場株式第一上場契約を締結しない場合、グレタイ売買市場での売買ができない。

②本センターは外国発行者のグレタイ売買市場での第一上場契約の締結に合意した後、外国発行者へ通知書を送付するとともに主務機関へ届出る必要がある。

第二節　グループ企業

第16条　本準則に称する「グループ企業」とは、グレタイ売買市場上場申請の会計年度及び前会計年度内において申請会社との間に支配力又は従属関係のある企業全体を指す。以下各号のいずれかに該当する場合には、支配力又は従属関係があるとみなされる。

一、親会社とその保有する子会社。

二、申請会社が他の会社の人事、財務又は業務の経営を直接又は間接支配する。又は、他の会社が申請会社の人事、財務又は業務の経営を直接又は間接支配する。その判定基準は以下の通りである。

（一）相手会社の過半数の取締役席を獲得している。

（二）派遣員が相手会社の総経理として招聘されている。

（三）合資経営契約の規定により相手会社の経営権を有する。

（四）相手会社のために融資した金額が相手会社の総資産の三分の一以上に達している。

（五）相手会社のための裏書保証金額が相手会社の総資産の三分の一以上に達している。

三、申請会社と他の会社のそれぞれの投資金額が相手会社の議決権のある株式総額又は資本総額の三分の一以上に達し、相手会社の人事、財務又は業務の経営を直接又は間接支配することができる。

②以下各号の事情に該当する場合には、申請会社と他の会社との間に支配関係又は従属関係があるとみなされる。但し、関連証拠を提出し、支配又は従属関係のないことを証明することができる場合には、これに限らない。

一、申請会社と他の会社の取締役、監査役及び総経理が合計半数以上同様である。これらの人員の配偶者、子女及び二等親以内の親族を含む。

二、申請会社と他の会社の議決権のある発行済株数又は資本総額の半数以上は同様の株主又は出資者により所有されている。

三、申請会社を持分法で評価する他の投資会社とその関係会社が申請会社の半数以上の議決権のある発行済株式を保有している。又は、申請会社とその関係会社が、申請会社を持分法で評価する他の投資会社の半数以上の議決権のある発行済株式を保有している。

③申請会社が保有する他の会社の株式又は出資額を計算する際に、以下各号の株式又は出資額とあわせて計算する必要がある。

一、会社の従属会社が保有する他の会社の株式又は出資額。

二、申請会社が第三者の名義を借りて保有する他の会社の株式又は出資額。

三、申請会社の従属会社が第三者の名義を借りて保有する他の会社の株式又は出資額。

第17条　本準則に称する「親会社」、「子会社」の定義は、国際会計基準第27号の規定に準拠する。

②本準則に称する「関係会社」の定義は、証券発行者財務報告作成準則第18条の規定に準拠する。但し、主務機関が公表したその他業種財務報告作成準則に別途の規定がある場合は、その規定に従う。

第18条　グループ企業における外国発行者が株式のグレタイ売買市場上場を申請する際に本準則の関連規定に適合するにもかかわらず、以下各号に該当しない場合、本センターはその株式のグレタイ売買市場上場申請を許可しないことができる。

一、申請会社及び同グループ企業会社の主要な業務又は製品（直近2会計年度においてそれぞれの当年度の総売上高に占める比率が30%以上）の間に、競合がないほか、独立して販売する潜在的な開発可能性がある。「競合」の有無について、企業形態、商品の代替性及び対象得意先等の一般的な要因によって総合的に判定する。

二、申請会社と同グループ企業会社との間に取引が行われている場合には、お互いの財務業務関連作業規制を書面にて具体的に制定し、取締役会の承認を受ける必要がある。

三、申請会社の財務業務状況及び上記の作業規則について他の同業と相異していない。

四、グレタイ売買市場上場申請の当会計年度及び直近2会計年度における仕入高又は売上高について、グループ企業会社によるものは50%以下である。但し、親会社、子会社による仕入高又は売上高はこれを適用しない。

②前項第四号の規定について、業種特性、市場の需給状況、政府政策又はその他合理的な原因によるものである場合には、当規定を適用しない。

第19条　申請会社が子会社であり、株式のグレタイ売買市場上場を申請する際に、本準則の関連規定に従ったとしても、以下の各号に該当しない場合、本センターはその株式のグレタイ売買市場上場を許可しないことができる。

一、親会社及びその他の子会社は、主務機関が認める国際財務報告基準、米国会計基準又は国際財務報告基準に基づき作成した連結財務諸表を提示する必要がある。主務機関が認める国際財務報告基準を採用しない場合には、二期の貸借対照表及び包括損益計算書により主務機関が認める国際財務報告基準との差異（重大差異科目及び影響額）を開示する必要がある。

二、前号の規定により提示した連結諸表における利益能力が第4条第①項第六号に規定されている金額に達する必要がある。但し、申請会社が第4条第④項の規定に従いグレタイ売買市場上場を申請する場合、又はグレタイ申請会計年度及び直近の会計年度の親会社との仕入高・売上高がその仕入高・売上高総額の10%に達していない場合、この限りでない。

三、グレタイ売買市場上場申請の当会計年度及び直近の会計年度における売上高のうち、親会社によるものが50%以下である。主要な原料又は商品又は仕入高総額のうち、親会社によるものが70%以下である。

四、親会社、その保有する子会社、及びこれらの会社の取締役、監査役、代表人、会社の発行済株式総額の10%超を保有する株主が保有する株式と、関係会社が保有する株式の総額は発行済株式総額の70%を超えてはならない。

五、申請会社の独立取締役席数は3席を下回ってはならない。

六、中華民国上場会社又は第一上場会社の子会社がグレタイ市場上場を申請した場合、上場している親会社の直近4四半期の申請会社の財務数値を含まない公認会計士レビュー済のプロフォーマベース財務諸表における営業収益又は営業利益について、同期財務報告における数値と比較し50％以上衰退しておらず、また、親会社の直近2会計年度に主要な顧客の喪失はない。

②前項第二、三号の規定について、業種特性、市場の需給状況、政府政策又はその他合理的な原因によるものである場合には、当規定を適用しない。

第三節　投資持株会社

第20条　本準則に称する「投資持株会社」とは、投資を専門業務とし、直接的又は子会社を通じて間接的に被持株会社の経営を支配する外国発行者を指す。

②被持株会社とは、以下のいずれかの事項に該当する会社を指す。

一、投資持株会社が議決権のある発行済株式の50%以上を直接的に保有する、又は50%以上を出資する各被投資会社。

二、投資持株会社が子会社を通じて間接的に議決権のある発行済株式の50%以上を保有する、又は50%以上を出資する各被投資会社。

三、投資持株会社が直接的かつ子会社を通じて間接的に議決権のある発行済株式の50%以上を保有する、又は50%以上を出資する各被投資会社。

③投資持株会社の連結財務諸表における営業利益の70%以上が前項の各被持株会社によるもの。

④当該被持株会社は投資を専門業務とすることができず、投資持株会社の株式を保有してはならない。但し、申請会社が第三国を通じて再投資することにより、被持株会社は投資を専門業務とする必要がある場合、この限りでない。

第21条　本準則第4条第①項第四号「外国法律による会社設立登記後、満２完全会計年度」の規定に代わって、投資持株会社のいずれかの被持株会社の実際経営年数にすることができる。

②投資持株会社のいずれかの被持株会社が、経済部工業局又は本センターの委託専門機構から科学技術業者に属することを証明する書類を取得した場合、当該投資持株会社はグレタイ売買市場における株式の第一上場を申請する際に、本準則第4条第①項第四号、第六号の規定に制限されない。但し、当該投資持株会社は、グレタイ売買市場上場登録年度及びその以降の3会計年度内に主幹事証券会社を継続して委任し、中華民国証券法令、本センターの規制及び公告事項、外国発行者グレタイ売買市場における株式の第一上場契約の適用に関する指導を受ける必要がある。また、その取締役、監査役及び持分5%以上の株主は本準則第4条第①項第八号及び第五号の規定に従い、株式のロックアップ及び満期時の取戻等を行う必要がある。但し、興櫃株式の登録期間において、その推薦証券会社における営業証券の引受又は売買により持分が発行済株式総額の5%以上を超過している場合には、この限りでない。

③投資持株会社のいずれかの被持株会社が本準則第9条第①項第一号～第四号又は第七号に該当する場合、本センターは投資持株会社の株式のグレタイ売買市場上場申請を拒否することができる。

第22条　投資持株会社の被持株会社は、中華民国証券取引法及び関連法令政策の規定を遵守することを承諾する必要がある。

第23条　（削除）。

第三章　グレタイ売買市場株式第二上場の申請

第24条　外国発行者がグレタイ売買市場株式第二上場を申請する際に、以下各号の条件に該当する必要がある。

一、グレタイ売買株数：１千万株以上又は申請株式の時価総額がNTD１億以上に達する。但し、発行済総株数の50％を超えてはならない。

二、外国発行者が登記所在地国の法律により発行した記名株式は、株式第二上場登録申請前に、主務機関により査定された海外証券市場のメインボードの一つで取引されている。

三、資本：直近の会計士による監査済親会社株主に帰属する持分がNTD２億以上に達する。

四、利益能力：直近の会計年度における非支配株主持分の純利益（損失）を含まない税引前純利益はNTD400万を下回ってはならない。また、親会社株主に帰属する持分に占める比率について以下の条件を満たす必要がある。

（一）直近年度において４%以上、且つ直近1会計年度の決算で未処理損失がない。

（二）直近２年度において共に3％以上に達している。

（三）直近２年度において平均比率が3%以上に達し、且つ直近１年度の利益能力が前年度より高くなっている。

五、発行者の株式がグレタイ売買する際に、発行者の内部者及び当内部者の持分50%以上の法人を除き、中華民国国内における記名株主人数が300人を下回ってはならない。また、その持分の合計数が発行済株式総額の20%以上を占めなければならない、又は1,000万株以上に達する必要がある。

六、中華民国国内において第4条第②項に規定されている専門株式事務代理機構に株式事務の取扱を委託する。

七、中華民国国内において少なくとも住所又は居住地を有する1名の訴訟・非訴訟代理人を設ける必要がある。その職務は第4条第①項第十一号の規定の通りである。

八、外国発行者の登記所在地国の法律に基づく発行済記名株式について、そのグレタイ売買市場株式第二上場契約が承認を受ける前の3ヶ月において株価に異常な変動はない。

九、グレタイ売買市場上場後、発行者は、本センター及び元来の株式上場を行った海外証券市場へ連結する重大情報の同時開示に係る内部システムを構築することを書面にて承諾する必要がある。

十、グレタイ売買市場上場登録年度及びそれ以降の2会計年度内に推薦証券会社に継続して委任し、中華民国証券法令、本センターの規制及び公告事項、外国発行者によるグレタイ売買市場における株式の第二上場契約の適用に関する指導を受ける。また、その委任を受けた推薦証券会社は受託期間中において四半期毎に外国発行者の研究報告を作成する、又は国外法人機構の研究報告を導入する、もしくは推薦証券会社のウェブサイトにおいて外国発行者の財務情報を提供する。

②前項のグレタイ売買株式については、その他の海外証券市場で取引している同種の株式に限る。その権利義務も同様である。また、株式所有者による海外証券市場での売却を制限することができない。

③第①項第三、四号に称する財務資料の審査は、外国発行者の登記所在地国又は上場所在地国の法令に基づく財務諸表又は財務資料、並びに中華民国会計準則と外国発行者の登記所在地国又は上場所在地国の会計準則との差異及びその財務報告への影響に対する中華民国会計士による表示意見に基づく。

④外国発行者が、経済部工業局又は本センターの委託している専門機構から、「科学技術事業に属する」という評価意見書を取得している場合には、第①項第四号の規定に制限されない。但し、外国発行者は、グレタイ売買市場上場登録年度及びそれ以降の3会計年度内に推薦証券会社に継続して委任し、中華民国証券法令、本センターの規制及び公告事項、外国発行者によるグレタイ売買市場における株式の第二上場契約の適用に関する指導を受ける。

第24条の1　外国発行者がグレタイ売買市場の第二上場を申請した際に、上場本準則の所定条件に該当しているが、以下各号の事項のいずれかに該当し、本センターがその株式のグレタイ売買市場での売買は不適合であると判定した場合、本センターはその株式のグレタイ売買市場における売買を拒否することができる。

一、証券取引法第156条第①項第一号～第三号に列挙されている事情に該当する。

二、会社又は申請時の取締役、監査役、総経理又は実質責任者に直近３年内に誠実信用原則に違反する行為がある。

三、会社又は申請時の取締役、監査役、総経理又は実質責任者が直近３年内に上場所在地国の証券主務機関又は取引所から処分を受けたことがあり、その状況が深刻である。

四、その経営事業の衰退が重大である。

五、その他事業範囲、性質又は特殊状況により本センターがグレタイ売買市場上場は不適合であると判定した場合。

②前項第一、二、四号の具体的な認定基準は第10条、13条、14条の1の規定を適用する。但し第14条の1第④項の規定は適用しない。

③第①項各号の適用終了日は、当外国発行者に対するグレタイ売買市場第二上場契約の本センターによる許可通知書日付の前日となる。

第25条　外国発行者によるグレタイ売買市場における株式の第二上場の申請について、本センターはその外国発行者とのグレタイ売買市場株式第二上場契約（添付六）を許可し、主務機関への申告が発効した後、その株式のグレタイ売買を公告する。

第26条　外国発行者によるグレタイ売買市場株式第二上場の申請について、主務機関への申告が発効した後、関連規定に従い推薦証券会社へ売却代行を依頼する。

第四章　台湾預託証券

第27条　外国発行者及びその預託機構は、発行する予定のある台湾預託証券のグレタイ売買を申請する際に、以下各号の条件を満たす必要がある。

一、グレタイ売買台湾預託証券単位数：1,000万単位数以上、又は時価がNTD1億を下回らない。但し、発行済総株数の50％を超えてはならない。

二、外国発行者の登記所在地国の法律に基づく発行済記名株式又は株券を表した有価証券は、グレタイ売買を申請している台湾預託証券のグレタイ売買登録前に、主務機関による査定済海外証券市場のメインボードの一つにおいて取引されている。

三、資本：直近の会計士による監査済の親会社株主に帰属する持分がNTD2億以上に達している。

四、利益能力：直近の会計年度における非支配株主持分の純利益（損失）を含まない税引前純利益がNTD400万を下回ってはならない。また、親会社株主に帰属する持分に占める比率が下記基準のいずれかに該当する必要がある。

（一）直近年度において４%以上、且つ直近1年度の決算で未処理損失がない。

（二）直近２年度において共に3％以上に達している。

（三）直近２年度において平均比率が3%以上に達し、且つ直近１年度の利益能力が前年度より高くなっている。

五、台湾預託証券がグレタイ売買とされる際に、発行者の内部者及び当内部者の持分50%以上の法人を除き、中華民国国内において台湾預託証券を保有する者が300人を下回らず、その所有総単位数が発行済総単位数の20%以上を占めなければならない、又は1,000万単位数以上に達する必要がある。

六、台湾預託証券により表された株式の譲渡は制限されない。

七、台湾預託証券により表された株式の権利義務は、その他同時で発行された同種の株式と同様である。

八、中華民国国内において第4条第②項に規定されている専門株式事務代理機構に株式事務の取扱を委託する。

九、中華民国国内において少なくとも住所又は居住地を有する1名の訴訟・非訴訟代理人を設ける必要がある。その職務は第4条第①項第十一号の規定の通りである。

十、台湾預託証券により表された有価証券について、台湾預託証券グレタイ売買契約が本センターの承認を受ける前の3ヶ月において価格に異常な変動はない。

十一、グレタイ売買市場上場後、本センター及び元来の株式上場を行った海外証券市場へ連結する重大情報の同時開示に係る内部システムを構築することを書面にて承諾する必要がある。

十二、預託機構は直近1年以内に情報申告の誤りにより本センターの処分を受けた重大なことがない。

十三、グレタイ売買市場上場登録年度及びその以降の2会計年度内に推薦証券会社を継続して委任し、中華民国証券法令、本センターの規制及び公告事項、台湾預託証券のグレタイ売買契約の適用に関する指導を受ける。また、その委任を受けた推薦証券会社は受託期間中において四半期毎に外国発行者の研究報告を作成する、又は国外法人機構の研究報告を導入する、もしくは推薦証券会社のウェブサイトにおいて外国発行者の財務情報を提供する。

②前項第三、四号に称する財務資料の審査は、外国発行者の登記所在地又は上場所在地国の法令に基づく財務諸表又は財務資料、並びに中華民国会計基準と外国発行者の登記所在地国又は上場所在地国の会計基準との差異及びその財務報告への影響に対する中華民国会計士による表示意見に基づく。

③外国発行者が、経済部工業局又は本センターの委託している専門機構から、科学技術事業に属するというコメントを取得している場合には、第①項第四号の規定に制限されない。但し、外国発行者は、グレタイ売買市場上場登録年度及びその以降の3会計年度内に推薦証券会社に継続して委任し、中華民国証券法令、本センターの規制及び公告事項、台湾預託証券のグレタイ売買契約の適用に関する指導を受ける。

第27条の1　外国発行者がグレタイ売買市場の第二上場を申請した際に、上場本準則の所定条件に該当しているが、以下各号の事項のいずれかに該当し、本センターがその株式のグレタイ売買市場での売買は不適合であると判定した場合、本センターはその株式のグレタイ売買市場における売買を拒否することができる。

一、証券取引法第156条第①項第一号～第三号に列挙されている事情に該当する。

二、会社又は申請時の取締役、監査役、総経理又は実質責任者に直近３年内に誠実信用原則に違反する行為がある。

三、会社又は申請時の取締役、監査役、総経理又は実質責任者が直近３年内に上場所在地国の証券主務機関又は取引所から処分を受けたことがあり、その状況が深刻である。

四、その経営事業の衰退が重大である。

五、その他事業範囲、性質又は特殊状況により本センターがグレタイ売買市場上場は不適合であると判定した場合。

②前項第一、二、四号の具体的な認定基準は第10条、13条、14条の1の規定を適用する。但し第14条の1第④項の規定は適用しない。

③第①項各号の適用終了日は、当外国発行者に対する台湾預託証券のグレタイ売買契約の本センターによる許可通知書日付の前日となる。

第28条　台湾預託証券グレタイ売買の申請について、本センターは台湾預託証券グレタイ売買契約（添付七）を許可し、主務機関への申告が発効した後、そのグレタイ売買を公告する。

第29条　外国発行者及びその預託機構による台湾預託証券グレタイ売買の初回申請について、主務機関への申告が発効した後、主務機関による別途の規定がない限り、関連規定に従い推薦証券会社へ売却代行を依頼する。

第五章　増資による新株のグレタイ売買申請

第30条　中華民国国内において現金増資による新株の発行を申請するグレタイ売買市場株式第一上場会社は、主務機関への申告が発効した後、株主へ新株を交付した日からグレタイ売買センターで取引することが出来る。新株のグレタイ売買前10営業日に外国発行者の増資による新株グレタイ売買申告書（一）（添付九）及び関連書類を本センターへ提出するほか、グレタイ売買に係る費用を支払う必要がある。新株発行権利証書、株式購入金納付証憑及びその他主務機関による査定済有価証券を申請書（添付十、十一）に添付して本センターへグレタイ売買の申請を提出する。但し、申請会社が証券取引法第156条第①項各号のいずれかに該当する場合、主務機関はそのグレタイ売買を制限することができる。

②前項の申請（申告）書類について、本センターは書類の完全性及び関連規定に適合することを確認した後、グレタイ売買の旨を公告し各グレタイ売買証券会社へ周知する。また、当書類を外国発行者のグレタイ売買市場株式第一上場契約の一部とする。

③グレタイ市場第一上場会社が私募を実施して生じた有価証券で、かつその後に割当、転換又は引受の実施により生じた有価証券は、証券取引法第43条の8に定められている譲渡制限期間内に、グレタイ市場で上場することはできない。譲渡制限期間の満了後に申請書（添付十二）を本センターに提出して同意書を申請し、その同意書をもって主務機関へ追加発行審査を求めた上で、グレタイ市場での上場申請が可能である。但し、グレタイ市場上場前の公開販売が免除される。

④グレタイ市場株式上場会社は前項の規定により本センターへ許可同意書の発行を申請する際に、以下の基準を満たす必要がある。本センターの審査で申請書類が完備し、マネジャー部門の審査で規定に適合すると判断した場合、申請会社へ回答を提出する。

一、直近期及び直近会計年度の財務諸表において未処理損失はなく、純資産額は正数である。

二、収益能力が第4条第①項第六号の規定に適合する。

三、直近二会計年度の財務報告は公認会計士の監査を受け、無限定適正意見の監査報告書が提出される。無限定適正意見以外の監査報告書が発行される場合には、財務報告の表示の適正性へ影響を与えるような事情はない。

四、第9条第①項第一、三、四、五及び六号に規定されている事情のいずれにも該当していない。

五、当該私募有価証券の資金運用計画が実施され、合理的な効果が生じている。但し、正当な理由がある者は、この限りでない。

六、有価証券の私募を議決した株主総会の前会計年度に税引後純利益があり、かつ未処理損失がない者で、次の何れか一つに該当する場合、その収益能力が第二号の規定に適合する必要がある。そのほかに、直近会計年度の税引前純利益が純資産額に占める比率が、有価証券の私募を議決した株主総会の前会計年度の当該比率より高い必要がある。

（一）私募の対象者はすべて戦略投資家である。また同意書の申請時に、私募株式が譲渡されていない、もしくは非内部者又は非関係者へ譲渡されている。

（二）外国発行者による有価証券の募集及び発行に係る処理準則第7条及び第8条に定められている事情に該当する恐れがある。但し、正当な理由により適正に改善することができないため、公開募集を行うことができないが、極めて資金需要がある場合、本センターの許可により私募を行うことが可能である。同意書の発行を申請する場合、その私募株式の譲渡、非内部者又は関係者である保有者への譲渡はない。

七、有価証券の私募を議決した株主総会の前会計年度に税引後純利益があり、かつ未処理損失がないものは、次の何れか一つに該当する場合、その収益力は第二号の規定に適合するほかに、直近会計年度の税引前純利益が純資産額に占める比率は、有価証券の私募を議決した株主総会の前会計年度の当該比率の200%を下回ってはならない。

（一）私募の対象者はすべて戦略投資家である。また同意書の申請時に、一部又は全部の私募株式が内部者又は関係者へ譲渡されている。

（二）私募の対象者は非戦略投資家である。

（三）外国発行者による有価証券の募集及び発行に係る処理準則第7条及び第8条に定められている事情に該当する恐れがある。但し、正当な理由により適正に改善することができないため、公開募集を行うことができないが、資金需要が極めて大きく、本センターの許可により私募を行うことが可能で、同意書の発行を申請する場合、その私募株式の一部又は全部は非内部者又は関係者である保有者へ譲渡されている。

（四）有価証券の私募を公開会社有価証券私募留意事項（以下「私募留意事項」）に基づき取扱わず、その状況が深刻である。

八、有価証券の私募を議決した株主総会の前会計年度に税引後純利益があり、かつ未処理損失がないものは、次の何れか一つに該当する場合、その収益力は第二号の規定に適合するほかに、直近会計年度の税引前純利益が純資産額に占める比率は、3%以上でなければならない。

（一）内部者又は関係者が私募に参与し、かつその引受価格は主務機関が規定する価格に適合していない。

（二）有価証券の私募を私募留意事項に基づき取扱わず、その状況が深刻である。

九、主務機関の規定に該当するその他の者。

⑤前項で称する純資産額、税引前純利益（損失）、及び税引後純利益（損失）とは、親会社株主に帰属する金額を指す。前項の第七、八号に規定する非戦略投資家、内部者及び関係者は、その保有する私募株式の全数をグレタイ市場上場前に主務機関の許可により設立された証券集中保管事業へ提出してロックアップを受け、グレタイ市場での売買開始日から満一年後に全数を取り戻すこととする。保管期間中に途中解約することはできず、保管されている株式を譲渡又は抵当に入れることはできない。保管の効力は保有者の身分の変更による影響を受けない。

⑥グレタイ市場第一上場会社が発行した有価証券が主務機関によりグレタイ市場での売買が制限された場合、売買の制限が解除される前に、私募有価証券の譲渡制限期間が満了したとしても、当該有価証券のグレタイ市場での売買を申請することはできない。

第31条　グレタイ売買市場株式第一上場会社は、無償株式配当に属する再発行済普通株新株のうちグレタイ売買株式へ配分している株式について、新株のグレタイ売買10営業日前に外国発行者の増資による新株のグレタイ売買申告書（二）（添付十三）及びその関連書類を本センターへ提出し、グレタイ売買に係る費用を支払う必要がある。また、その新株は株主に対する交付日からグレタイ売買とされる。

②前項の申請（申告）書類について、本センターは書類の完全性及び関連規定に適合することを確認した後、グレタイ売買の旨を公告し各グレタイ売買証券会社へ周知する。また、当書類を外国発行者のグレタイ売買市場における株式の第一上場契約の一部とする。

第32条　グレタイ売買市場株式第二上場会社が現金増資により、グレタイ売買中の株式の権利義務と同様の株式を再発行し、新株のグレタイ売買を申請する場合、本センターは、その添付書類（再発行外国株式グレタイ売買申請書、添付十四）の完全性及び以下各号のいずれかの事情に該当しないことを確認した上で、グレタイ売買の許可証明書類を発行し、主務機関へ申告して発効した後、グレタイ売買の旨を公告する。

一、第24条第①項第四号の規定に該当しない。

二、直近1年内において、本センターによる重大情報に関する定款規定に違反する重大な行為がある。

三、申請日前1ヶ月内における取引価格の変動が異常である。

四、直近1年内において、登記所在地国又は上場所在地国の法令規制に違反する重大な行為がある。

五、当予定発行の株数にグレタイ売買市場上場中の株数を加算した総株数が発行済総株数の50％を超えている。

②グレタイ売買市場株式第二上場会社は、現金増資による新株（株主が優先引受権を有する）又は無償株式配当、発行済転換可能社債、新株引受権付き社債又はその他持分転換可能な各有価証券等の転換又は引受要請により、グレタイ売買中の株式の権利義務と同様の株式を再発行し、新株のグレタイ売買を申請する場合、本センターはその添付書類（再発行外国株式グレタイ売買申請書、添付十四）の完全性を確認した後、グレタイ売買の旨を公告する。

第33条　外国発行者及びその預託機構が現金増資によりグレタイ売買中の台湾預託証券の権利義務と同様の預託証券を再発行し、そのグレタイ売買を申請する場合、又は外国発行者が発行済株式によりグレタイ売買中の台湾預託証憑の権利義務と同様の預託証券を発行し、そのグレタイ売買を申請する場合、本センターはその各書類（再発行台湾預託証券のグレタイ売買申請書、添付十五）の完全性及び以下各号のいずれかの事情に該当しないことを確認した上で、グレタイ売買の許可証明書類を発行し、主務機関へ申告して発効した後、グレタイ売買の旨を公告する。

一、第27条第①項第四号の規定に該当しない。

二、直近1年内において、本センターによる重大情報に関する定款規定に違反する重大な行為がある。

三、申請日前1ヶ月内における取引価格の変動が異常である。

四、直近1年内において、登記所在地国又は上場所在地国の法令規制に違反する重大な行為がある。

五、当予定発行の台湾預託証券にグレタイ売買市場上場中の台湾預託証券を加算した総証券数が発行済総株数の50％を超えている。

②外国発行者及びその預託機構が一括申告によりグレタイ売買中の台湾預託証券の権利義務と同様の預託証券をグレタイ売買のために発行する際に、前項各号のいずれかの事情に該当しないほか、外国発行者による有価証券の募集及び発行に係る処理準則第39条第①項各号の条件を満たす必要がある。また、本センターはそのグレタイ売買の許可証明書類を発行し、主務機関へ申告して発効した後、グレタイ売買の旨を公告する。

③外国発行者及びその預託機構が現金増資による新株（株主が優先引受権を有する）又は無償株式配当、発行済転換可能社債、新株引受権付き社債又はその他持分転換可能な各有価証券等の転換又は引受要請により、グレタイ売買中の台湾預託証券の権利義務と同様の預託証券を再発行し、新株のグレタイ売買を申請する場合、本センターはその添付書類（再発行外国株式グレタイ売買申請書、添付十五）の完全性を確認した後、グレタイ売買の旨を公告する。

④外国発行者及びその預託機構が交換限度額内、又は一括して開示された予定発行期間における取得済発行数内でグレタイ売買中の台湾預託証券の権利義務と同様の預託証券をグレタイ売買のために発行する場合、本センターは当該関連書類を受けた後、即時にそのグレタイ売買の旨を公告する。

⑤外国発行者が発行した台湾預託証券がグレタイ売買とされ、その株主が所有している発行済持分により国内で台湾預託証券を発行しグレタイ売買にすることを預託機構へ委託する際に、以下各号の条件を満たす場合、本センターはその各書類（再発行台湾預託証券のグレタイ売買申請書、添付十五）の完全性を確認した上で、グレタイ売買の許可証明書類を発行し、主務機関へ申告して発効した後、グレタイ売買の旨を公告する。

一、当外国発行者は第①項の各号事情のいずれかに該当しない。

二、グレタイ売買の申請単位は500万単位以上である。

三、当外国発行者が委託する預託機構は保管機構と同一機構である。

四、当台湾預託証券の権利義務は当外国発行者が発行した台湾預託証券が表す株式の権利義務と同様である。

第六章　外国債券

第34条　外国発行者が新台幣で取引する外国債券を発行しそのグレタイ売買を申請する際に、主務機関が定めた要件に該当する場合、本センターはグレタイ売買の許可証明書類を発行する。

第35条　新台幣で取引する外国債券のグレタイ売買を申請する際、英語のみで公開説明書を作成し、応募者に中華民国の自然人が含まれる場合、中国語で作成された販売説明書、及び本センターによる外国通貨で取引する国際債券管理規則第7条第①項第一号に規定されている掲載すべき項目に係る書類を添付する必要がある。

第36条　新台幣で取引する外国債券のグレタイ売買申請について、主務機関による発行許可が取得されている場合、本センターは、書面審査によりその申請書類の完全性を確認した上で、グレタイ売買の旨を公告する。発行者がグレタイ売買を初回で申請した場合、本センターは、外国債券グレタイ売買契約（添付十六）を主務機関へ届出る。

第37条　外国政府により発行された公債、及び国際組織により発行された新台幣で取引する債券の証券会社営業拠点における売買、売買の中止又は廃止について、本センターは主務機関の通達により公告する。

②前項の身分に属さず、かつその株式又は台湾預託証券が台湾グレタイ売買センター（台湾証券取引所）で売買されている発行者により発行された新台幣で取引する外国債券のグレタイ売買の中止又は廃止について、本センターによる「外貨で取引する国際債権管理規則」第11条の規定が準用される。

③第①項及び第②項の身分に属さないグレタイ市場（台湾証券取引所）第一上場会社及びグレタイ市場（台湾証券取引所）第二上場会社により発行された新台幣で取引する外国債券の取引変更方法、グレタイ売買の停止、中止又は廃止について、本センターによる有価証券売買業務規則の関連規定が準用される。

④グレタイ売買とされている債券について、満期時に元金が弁済された場合、本センターはそのグレタイ売買の中止を公告することができる。

第七章　附則

第38条　外国発行者及びその委託代理機構又は預託機構が発行する予定のある外国有価証券について、台湾証券取引所による上場許可及び主務機関による発行許可を取得している場合、本センターから同意証明書類を取得する必要があり、第24条、第27条及び第36条の規定に制限されない。台湾証券取引所で上場せず、第24条、第27条又は第36条の規定に該当する場合には、外国発行者のグレタイ売買市場株式第二上場申請書、台湾預託証券グレタイ売買申請書又は外国債券グレタイ売買申請書に必要事項を記入し、添付すべき書類と共に本センターへ提出する必要がある。本センターはそのグレタイ売買契約を許可した後、グレタイ売買の旨を公告する。

第39条　本準則の規定に従い申請し、本センターの許可を受け、グレタイ売買の旨が公告された外国有価証券のグレタイ売買申請手順について、本センターによる「証券会社営業拠点での有価証券売買の審査準則」の規定が準用される。

第40条　本準則は本センターの取締役会を通過し、主務機関による承認を受けた後に施行される。修正時も同様である。本準則における関連添付の削除又は修正について、本センターの総経理による承認を受けた後に行われる。